

平成 29 年 10 月 1 日

株主及び登録株式質権者 各位

宮城県仙台市青葉区中央三丁目 3 番 20 号
株式会社 七十七銀行
取締役頭取 氏家 照彦

単元株式数の変更に関する公告

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会決議に基づき、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当行単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしましたので、会社法第 195 条に基づき、公告いたします。

なお、当行は、単元株式数変更の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって、当行株式につき 5 株を 1 株にする株式併合を行っております。

以 上

(ご参考)

上記に伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されております。

なお、株主の皆さまにおかれましては、特段のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。